

警察用船舶に係る軽油引取税の課税免除の特例措置

対象税目：その他（軽油引取税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）	警察船舶を運用し、水上警察活動を行うことで、海上及び海上からのテロ活動の未然防止、海上警備・沿岸警備の強化、薬物・銃器密輸の水際阻止の強化、密漁事犯・環境事犯の取締りの推進、大規模災害発生時における治安維持機能の確保、海上における人命救助等を図り、国民の安全・安心を確保する。
当該措置の政策体系における位置づけ	令和 8 年度政策評価実施計画（令和 8 年 3 月 国家公安委員会・警察庁） 基本目標 4：市民生活の安全と平穏の確保 基本目標 6：組織犯罪対策の推進 基本目標 8：国の公安の維持

② 現行制度の概要	根拠条文：地方税法附則第12条の2の7第1項第1号 創設年度：平成21年度 これまでの適用期限：令和9年3月31日 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】							
	・ 特例措置の対象 上記①の水上警察活動のために都道府県において活用される警察用船舶の動力源に供する軽油の引取り。 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る免税措置は、平成21年度の税制改正により、地方税法附則第12条の2の7第1項第1号において、3年間の時限措置として規定され、その後延長を繰り返し、現在、令和6年度の税制改正において、令和9年3月31日までの免税措置とされている。 過去6年間によるディーゼルエンジン搭載警察用船舶の課税免除額（減収額）は以下のとおりである。 ・ 特例措置の内容 警察用船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の免税							
減収額	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	金額（億円）	1.05	1.00	1.00	0.95	0.92	0.85	

（出所）令和2～7年度中の軽油使用実績（県有船含む）

③ アクティビティ	令和8年4月1日以降は暫定税率（17.1円/L）が廃止され、法定税率（15円/L）のみが課税対象となるが、当該法定税率について免税措置がない場合、購入可能な軽油は約12.7%の減少が見込まれ、警察船舶の稼働時間も減少することになる。法定税率を免除されることにより、限られた予算の中、警察用船舶の出動に必要な燃料を確保し、警察用船舶の稼働時間を確保し、検挙人員、人命救助の実績向上を図り、もって海上における国民の安全・安心を確保する。
-----------	--

④ アウトプット	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	燃料購入量（kL）	2,861	2,655	3,062	3,062	3,062	3,062
	適用額（億円）	0.92	0.85	0.45※	0.45※	0.45※	0.45※

※ 令和8年4月1日以降暫定税率が廃止となり、法定税率のみが課税対象となるため、令和8年以降の適用額が減少している。

（出所）令和2～7年度中の軽油使用実績（県有船含む）
なお、令和8年度以降の燃料購入量は令和2～7年度の平均値から算出

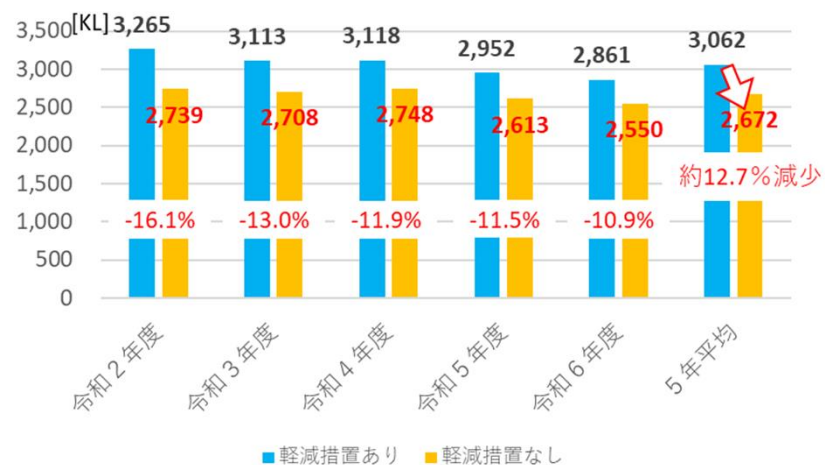
○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○ 軽減措置を受けることにより、軽油の購入量が増加し警察用船舶の稼働時間が向上する。
⑤ 短期アウトカム	○ 警察用船舶稼働時間の確保（警察用船舶の稼働時間は、過去 5 年間の軽油を使用した警察用船舶の使用実績を調査して算出） 指標：船舶稼働時間 目標値：事案発生時に通報を受けて出動するものであり、目標値は定め難い。 対象期間：令和 9 年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○ 警察用船舶の稼働時間が向上することで、海上警備・沿岸警備活動の強化が図られ、密漁事犯・環境事犯の取締りの推進や薬物・銃器密輸の水際防止の強化、海上における人命救助等の実績が向上する。
⑥ 中期アウトカム	○ 警察用船舶の稼働時間の確保及び検挙人員、人命救助の実績向上 指標：検挙人員、人命救助の実績 目標値：犯罪・水難事故の発生状況や通報状況に影響を受けるため、目標値は定め難い。 対象期間：令和 1 0 ～ 1 2 年度
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○ 各種取締りや救助活動等の実績を向上させるとともに、治安維持機能を確保することにより、海上の安全及び国民の安全・安心の確保に寄与する。
⑦ 長期アウトカム	○ 警察用船舶の稼働時間の確保及び検挙人員、人命救助の実績向上により、海上における国民の安全・安心の確保 指標：海上における国民の安全・安心の確保 目標値：国民の安全・安心の確保という指標の性質上、目標値は定め難い。 対象期間：令和 1 3 年度以降

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
税負担軽減措置の有無による燃料購入量	税負担軽減措置の有無による船舶の稼働時間の差を確認するため
税負担軽減措置の有無による 1 隻あたりの年間稼働時間	税負担軽減措置の有無により水上警察活動に及ぼす影響を確認するため
過去 5 年における燃料消費量と燃料購入費	税負担軽減措置の有無による軽油購入可能な量を確認するため

●分析手法： 税負担軽減措置の有無による船舶の年間稼働時間の分析 選定理由： 本件は長期間措置が継続しており、創設前後の分析が困難である。よって、軽減措置がなくなることによる燃料購入量及び稼働時間に与える影響について従来と同額の予算の下での変化をシミュレーションすることが最も適切であると判断したため。
--

税負担軽減措置の有無による燃料購入量



法定税率分の軽減措置がない場合、5年間の平均で購入可能な軽油は約**12.7%減少**する。

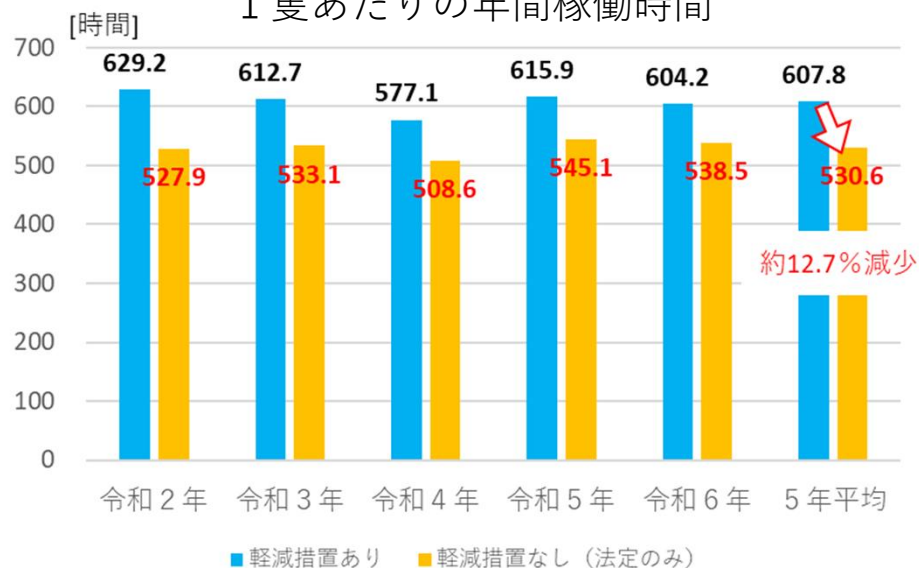
税負担軽減措置がある場合と同量の燃料を確保するために追加に必要な燃料費

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	5年平均
燃料費 [千円]	48,972	46,691	46,775	44,279	42,921	45,928
購入量の差 [kL]	525	405	370	339	311	390
措置なし時の単価 [円/L]※	93.20	115.40	126.33	130.45	137.97	120.67

※ 法定税率（15.00円/L）のみを反映させた場合

措置がある場合と同量の軽油燃料を確保するためには、年間で約**45,928千円**（5年平均）の予算額の算出が追加が必要となる。

税負担軽減措置の有無による 1隻あたりの年間稼働時間



軽油の購入量減少に伴い、船舶の年間稼働時間も同様に減少する。

過去5年間にける水上警察活動に伴う 犯罪検挙及び保護救助の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	5年平均
船舶1隻あたりの稼働時間 (時間)	629.2	612.7	577.1	615.9	604.2	607.8
犯罪検挙 (人)	132	105	47	51	61	79.2
保護救助 (人)	84	94	66	94	104	88.4

○ 評価等

① 各アウトカムの達成状況	短期	中期	長期
	○ 当該軽減措置により、警察用船舶の運航に必要な燃料を確保でき、水上警察業務の実施体制に万全を期すことで国民の安全・安心が図られている。		
② 達成できていない場合の要因	短期	中期	長期
③ 政策効果等	○ 当該軽減措置により現状と同等の燃料を確保し、水上警察活動を充実させることにより、海上及び海上からのテロ活動の未然防止、海上警備・沿岸警備の強化、薬物・銃器密輸の水際阻止の強化、密漁事犯・環境事犯の取締りの推進、大規模災害発生時における治安維持機能の確保、海上における人命救助等を図り、国民の安全・安心を確保する。		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○ 警察では、8メートル級から23メートル級までの船舶を各都道府県の実情に応じて配備しており、出動する場所や用途によって出動する船舶も異なることから、当該措置は特定の都道府県警察または船舶に限定することなく、現在稼働している130隻全てを対象とする必要がある。また、犯罪検挙や保護救助等、警察用船舶を必要とする事案は今後も過去5年間と同等の発生が見込まれることから、国民の安全・安心を確保するため、必要最小限の措置として、現状の船舶130隻を維持しつつ、当該措置を継続し、警察用船舶の燃料を確保して稼働時間を確保する必要がある。 ○ 警察用船舶にかかる軽油の購入は、警察法及び警察法施行令により国がその一部を補助しているが、これは警察事務が国家的性格と地方的性格を共に有することから、国として治安責任を応分に負担し、また、全国的な治安の均質性を維持するとの考え方に基づき補助しているものであり、一方、本特別措置については、課税免除により警察用船舶の出動に必要な燃料を確保し、その稼働時間を確保することで海上における国民の安全・安心を確保することを目的としている。 ○ 予算措置とした場合、都道府県の予算の編成権は知事に属するものであり、軽油引取税課税分の予算が措置されることは何ら保証されていない。仮に予算獲得に成功しなければ、都道府県警察にとって重要な活動である水上警察活動が制限されることとなり、水上警察活動が国や他の都道府県の治安維持にも関わる活動である点に鑑みれば、その活動の全国的斉一性が保たれないことによって、国や他の都道府県警察にも影響が及ぶこととなるため、本免税措置の継続が必要不可欠である。		
⑤ 見直しの方向性	○ 全国40都道府県において、令和6年度時点で130隻の船舶を配置し、1隻あたり年間約600時間稼働している。当該措置がない場合、稼働時間は燃料購入量に伴い約12.7%の減少が見込まれ、警察活動に支障を及ぼすことから、3年間の時限措置ではなく、本特別措置を恒久化としたい。		

主担当部局 ： 警察庁生活安全局生活安全企画課地域警察指導室